

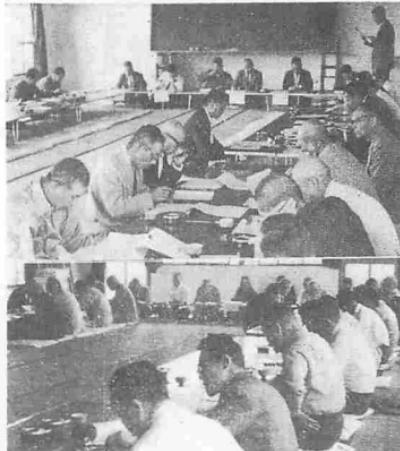
# 広報

# かいわら

発行所 河内村役場 編集 総務課広報係  
発行 昭和39年6月20日 印刷所 龍ヶ崎印刷所

TEL (河内)3番・44番

人口と世帯数  
人口…12,986人  
男…6,084人  
女…6,902人  
世帯…2,416戸  
(6月1日現在)



## 合併基本方針

農業経営近代化の第一歩、農協合併促進協議会が結成されたことは、すでにお知らせしましたが、その協議会の行なう事業のうち、合併の基本方針

重点事業などを決める第三回の協議会が6月12日に開かれました。その内容をお知らせします。

江津の4農協を合併し、村内の全農家を組合員とした総合農協を新設する。なお、設立委員は20名（各組合代表5名）とする。

農協合併設立委員会をつくり、生板、源清田、長竿、金

（1）本村における農業の立地条件と農業情勢を考え合わせた農業指導と改善を行ない、組合員の経営安定と生活文化の向上をはかるため積極的な活動を行なう。

（2）基幹作物の「米」を中心

に、畜産、蔬菜の生産流通を積極的に行ない、経営の安定化をはかる。

（3）農業の近代化のため、金融制度の利用拡大をはかる。

（4）組合員の必要と認める共同利用施設を大幅に取り入れサービスの向上を考える。

（5）事業別に独立採算制をと

り、総合的に運営の適正化を

（次ページへつづく）



## 農協合併促進協議会

合併の時期  
名称は、「河内村農業協同組合」とする。  
新農協を発促させる。

合併の基準日を昭和39年11月30日とし、40年の2月1日には新農協を発促させる。

事務所として旧源清田役場、事務所としては、長竿農協に置く考いです。

（1）支所（現在の各農協）と、4支所（現在の各農協を支所とする）を置いて、本所は、全面的な経営管理を行

ない、支所は独立採算制で經營する方針です。

（2）事業の重点

（3）組織と機構

（4）組織と機構

（5）組織と機構

（6）組織と機構

（7）組織と機構

（8）組織と機構

（9）組織と機構

（10）組織と機構

（11）組織と機構

（12）組織と機構

（13）組織と機構

（14）組織と機構

（15）組織と機構

（16）組織と機構

（17）組織と機構

（18）組織と機構

（19）組織と機構

（20）組織と機構

（21）組織と機構

（22）組織と機構

（23）組織と機構

（24）組織と機構

（25）組織と機構

（26）組織と機構

（27）組織と機構

（28）組織と機構

（29）組織と機構

（30）組織と機構

（31）組織と機構

（32）組織と機構

（33）組織と機構

（34）組織と機構

（35）組織と機構

（36）組織と機構

（37）組織と機構

（38）組織と機構

（39）組織と機構

（40）組織と機構

（41）組織と機構

（42）組織と機構

（43）組織と機構

（44）組織と機構

（45）組織と機構

（46）組織と機構

（47）組織と機構

（48）組織と機構

（49）組織と機構

（50）組織と機構

（51）組織と機構

（52）組織と機構

（53）組織と機構

（54）組織と機構

（55）組織と機構

（56）組織と機構

（57）組織と機構

（58）組織と機構

（59）組織と機構

（60）組織と機構

（61）組織と機構

（62）組織と機構

（63）組織と機構

（64）組織と機構

（65）組織と機構

（66）組織と機構

（67）組織と機構

（68）組織と機構

（69）組織と機構

（70）組織と機構

（71）組織と機構

（72）組織と機構

（73）組織と機構

（74）組織と機構

（75）組織と機構

（76）組織と機構

（77）組織と機構

（78）組織と機構

（79）組織と機構

（80）組織と機構

（81）組織と機構

（82）組織と機構

（83）組織と機構

（84）組織と機構

（85）組織と機構

（86）組織と機構

（87）組織と機構

（88）組織と機構

（89）組織と機構

（90）組織と機構

（91）組織と機構

（92）組織と機構

（93）組織と機構

（94）組織と機構

（95）組織と機構

（96）組織と機構

（97）組織と機構

（98）組織と機構

（99）組織と機構

（100）組織と機構

（101）組織と機構

（102）組織と機構

（103）組織と機構

（104）組織と機構

（105）組織と機構

（106）組織と機構

（107）組織と機構

（108）組織と機構

（109）組織と機構

（110）組織と機構

（111）組織と機構

（112）組織と機構

（113）組織と機構

（114）組織と機構

（115）組織と機構

（116）組織と機構

（117）組織と機構

（118）組織と機構

（119）組織と機構

（120）組織と機構

（121）組織と機構

（122）組織と機構

（123）組織と機構

（124）組織と機構

（125）組織と機構

（126）組織と機構

（127）組織と機構

（128）組織と機構

（129）組織と機構

（130）組織と機構

（131）組織と機構

（132）組織と機構

（133）組織と機構

（134）組織と機構

（135）組織と機構

（136）組織と機構

（137）組織と機構

（138）組織と機構

（139）組織と機構

（140）組織と機構

（141）組織と機構

（142）組織と機構

（143）組織と機構

（144）組織と機構

（145）組織と機構

（146）組織と機構

（147）組織と機構

（148）組織と機構

（149）組織と機構

（150）組織と機構

（151）組織と機構

（152）組織と機構

（153）組織と機構

（154）組織と機構

（155）組織と機構

（156）組織と機構

（157）組織と機構

（158）組織と機構

（159）組織と機構

（160）組織と機構

（161）組織と機構

（162）組織と機構

（163）組織と機構

（164）組織と機構

（165）組織と機構

（166）組織と機構

（167）組織と機構

（168）組織と機構

（169）組織と機構

（170）組織と機構

（171）組織と機構

（172）組織と機構

（173）組織と機構

（174）組織と機構

（175）組織と機構

（176）組織と機構

（177）組織と機構

（178）組織と機構

（179）組織と機構

（180）組織と機構

（181）組織と機構

（182）組織と機構

（183）組織と機構

（184）組織と機構

（185）組織と機構

（186）組織と機構

（187）組織と機構

（188）組織と機構

（189）組織と機構

（190）組織と機構

（191）組織と機構

（192）組織と機構

（193）組織と機構

（194）組織と機構

（195）組織と機構

（196）組織と機構

（197）組織と機構

（198）組織と機構

（199）組織と機構

（200）組織と機構

（201）組織と機構

（202）組織と機構

（203）組織と機構

（204）組織と機構

（205）組織と機構

（206）組織と機構

（207）組織と機構

（208）組織と機構

（209）組織と機構

（210）組織と機構

（211）組織と機構

（212）組織と機構

（213）組織と機構

（214）組織と機構

（215）組織と機構

（216）組織と機構

（217）組織と機構

（218）組織と機構

（219）組織と機構

（220）組織と機構

（221）組織と機構

（222）組織と機構

（223）組織と機構

（224）組織と機構

（225）組織と機構

（226）組織と機構

（227）組織と機構

（228）組織と機構

（229）組織と機構

（230）組織と機構

（231）組織と機構

（232）組織と機構

（233）組織と機構

（234）組織と機構

（235）組織と機構

（236）組織と機構

（237）組織と機構

（238）組織と機構

（239）組織と機構

（240）組織と機構

（241）組織と機構

（242）組織と機構

（243）組織と機構

（244）組織と機構

（245）組織と機構

（246）組織と機構

（247）組織と機構

（248）組織と機構

（249）組織と機構

（250）組織と機構

（251）組織と機構

（252）組織と機構

（253）組織と機構

（254）組織と機構

（255）組織と機構

## 低所得者救済に

# 河内村社会福祉銀行創設

どうしても、自力だけで生活できない人には、生活保護の制度で国が救済しています。母子家庭で困りの人には、県が資金を融資して生活を助けます。しかし、これらを受けられない低所得者にはどんな援助があるのでしょうか？、なにがありません、内閣の働きで助けただ生きることで勢いつけ、家族の内急病人がでて入院を必要としたら……ようやく学校を終えて急に就職が決まつたけれど支度金がなかなかつたら……困つてしまします。このような低所得者でお困りの方々のために、本村では福祉銀行を設立することになりました。その名を「河内村社会福祉銀行」といい、全国でも類のない銀行です。ご紹介しましょう。

## 貸付に関する規則

## の事項

- ◎ 県の、母子家庭小口資金  
融資規則に定められているも  
のの他は、この規則で定めら  
れます。  
○ これら銀行の貸付と受けよう  
(2) (4) 認める書類。  
（4） 借用書  
（4） 借用金額  
(d) 保証人の住所氏名

- ◎この銀行の貸付を受けようとする者は、居住地を担当する民生委員を通じて、次にとがらを記載した申請書と借用書を村長に提出し承認を得なければなりません。

◎村長が必要と認める事項。

◎貸付の申請を受けた村長はその書類を調査し、貸付の可否を決定したときは貸付済定通知書、又は、貸付不認定通知書を提出する。

- (1) 申請書  
 ④ 申請者の住所氏名、生年月日  
 ⑤ 貸付を受けようとする金額、償還期限及び方法  
 ⑥、貸付を受けようとする理由及び用途

(2) 申請者の家庭状況  
 一時償還で繰上げて償還し

(二) 申請者の家庭状況

(9ページ目)



啓蒙普及計画

- (2) ラジンの配布  
7月1日から各農協ごとに  
日割を定めて、座談会を実施  
する。  
座談会を実施する前に、こ  
の協議会で決定した事や、合  
併についての理解を深める内  
容を書いたラジンを、各家に  
配布する。

(4)、常勤理事2名参事1名  
((i))、本所は、管理、金融、  
業務課制をとり、課長をお  
きそとの下に係をおく。  
((ii))、支所には、支所長をお  
きそとの下に係をおく。

基礎調查

- (3) 出資金は、一口千円として新農協の經營計画により、自己資本の増大をはかる。  
(4) その他農協合併に必要な事項について検討する。

## (1) 視察講話会の企画 先進地の視察

- (口) (イ)  
場 日  
所 時  
谷田部町農協 6月17日

▼  
財務の処理

- (1)、財産評価専門部会を設けて、いっさいの財産の適正な評価をする。評価基準日は11月9日とする。

(2)、財務処理専門部会を設けて、欠損等が生じた場合には適正な処理をする。

1

- 

(2) ナラシの醸成  
座談会を実施する

- の協議会で決定した事や、併についての理解を深める内容を書いたチラシを、各家に

老人クラブを作つて

老後のしあわせを

今年の重点事業の一つ社会福祉事業を早くも仰き始め、いま村では老人クラブの設立を進めていきます。過日、部落の老人代表の方々に集まっていたら、クラブをつくるための話を伺いました。そこで、クラブの名前は「寿会」と命名することになりました。近々この代表の方たちのすめがありましたが、一人でも多くクラブの目的をご理解くださって仲間に入ってください。

老人クラブのねらい

**老人クラブのねらい**

わが国の老人人口は非常な勢いで増加し、今では人口の割合を占めています。また平均寿命も急速に延びて「人生わずか50年」のことわざも「……70年」と改めなければならぬであります。

つくられてても「心」の問題にしてくるにしたがって、老人問題はいまや大きな社会問題となっています。老人福祉の対策の確立は国をあげて年々大きく発展し、昨年8月に老人福祉法が発行され大きな前進がみられました。

しかしながらどんな法律がも

しかしながらだんな法律がつくられても「心」の問題には手がとどかないことは、長生きできることにはよいことです。ですが老後を幸せに暮すためには、「心」を充たすことのできる生活の場が一番必要なことです。このような手近かな話しあいの場が老人クラブとなるのです。

## クラブの目的

大古長竿地區  
古通  
上金江津  
藤藏  
保村、高、遠  
生板本村  
広田、中曾根  
片平古早手提  
三河郎林井栗

会  
会

て、ほんとうに国民のためになる仕事をしてゆこうとしております。そこで皆さんの中には、役所のやりとりをうながす行政委員会相談室が設けられました。そこで皆さんの中には、役所のやり

議相手となるのが「行政相談委員」です。お申出を受けた委員は、茨城県行政監察局と一緒に行政の改善に役立てる一環で、解決をはかりながら行政の改善に従事していきます。本村では、長竿の小更義雄さんが委嘱されていますから気軽にご相談下さい。

9、楽しみの会をつくること  
4、社会のためになる奉仕を  
すること。

要とするが、さぞぞく医療費に困る人、

とく名で相談できま  
すからお気軽にご利  
用下さい。

こと。

1、急病人が  
きて入院を必

「税の相談日」です

## 1. みんなで話しあいをする

届けなければなりません

毎月5・の・日・は

村に住んでいる60才以上の  
かたで、クラブの目的に賛成  
する人、特に希望する人は年  
令にかかわらず入会できます

○ 貸付金の貸付を受けた者  
できます。

最高5千円  
2、貸付の利率  
3、償還期日　日歩一錢  
4、9ヶ月以内

く、お互に励まし合って、心と身体の健康を保つて教会を高めながら、明るい生活を送ることです。

(2ページからつづく)  
もよいことになっています。  
また、災害、その他やむを得  
ない理由があつたと認めたと

3、その他村長が貸付を認め  
る低所得者。

貸付規定



# 夏の健康を守る運動

6月21日～7月20日

世界を一つにして開かれるオリビツクは、健康をたてる民族祭典であります。私たちも、これから季節に多い伝染病や食中毒にじゆうぶん注意し、度ある生活のかな体力の余裕をたくわえ、楽しく明るい夏を過ごして、この秋を迎えるのです。

◎ 今年も、6月21日から7月20日まで、全国で「夏の健康を守る運動」が全国的に展開されます。



豚コレラの予防には「予防注射」をすることが一番です

◇仔豚生産者

のみなさんへ

① 仔豚の予防注射は生後50日を過ぎてから受けましょう。

② 豚コレラに対する抵抗力が強くなるまでには豚コレラ予防注射後約2週間かかります。別棟で異常の有無を観察し、ので、抵抗力が強くなるようになります。

(種豚はおおよそ9ヶ月)

と年に2回の予防注射が必要です。

△議案第2号▽  
河内村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例について

赤痢、日本脳炎などの疾病を媒介するハエやカ、ねずみなどの駆除を行なう環境衛生の向上をはかります。

消防組織法に基き、消防団員で15年以上勤務して退職した者に年2回の予防注射が必要です。

△議案第3号▽  
河内村特別職の職員で非勤務のもの報酬及び費用償償に関する条例について

河内村大字下加納2千2百19番地先より2千2百92番地地先まで、5百42坪の水路敷地で2千7百51坪の水路敷(現況は田)と、2千2百19番地先より2千2百92番地まで2千7百51坪の水路敷(現況は田)の公用が廃止された

議会(次号においてくわしくお知らせします)が結成されその委員に対する費用弁償で9百円支給されます。

△議案第4号▽  
公用廃止について

6月30日までです。

村民税の納期は

6月30日までです。

この運動の目的は、衛生思想の普及向上、とくに、疫病

赤痢など夏に多い病気に対し

て一般的の注意をうながし、各

家庭の実情に応じて、これら伝染病の予防、食品衛生の向上

環境衛生の改善などをはかります。

て、だれもが健康で明るい生

活がおくれるようになります。

この運動の目的は、衛生思

想の普及向上、とくに、疫病

赤痢など夏に多い病気に対し

て一般的の注意をうながし、各

家庭の実情に応じて、これら伝染病の予防、食品衛生の向上

環境衛生の改善などをはかります。

て、だれもが健康で明るい生

活がおくれるようになります。

この運動の目的は、衛生思

想の普及向上、とくに、疫病

赤痢など夏に多い病気に対し

て一般的の注意をうながし、各

家庭の実情に応じて、これら伝染病の予防、食品衛生の向上

環境衛生の改善などをはかります。

この運動の目的は、衛生思

想の普及向上、とくに、疫病

赤痢など夏に多い病気に対し

て一般的の注意をうながし、各

家庭の実情に応じて、これら伝染病の予防、食品衛生の向上

環境衛生の改善などをはかります。

茨城県畜産課

## 消防団員に退職報償金

第3回 時から 15年以上勤務して退職した者に

△議案第一号▽

国保特別会計の補正予算について

当初予算額2千7百43万円であつたものが百65万2千円追加され、2千9百46万4千円となりました。

△議案第二号▽

河内村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例について

消防組織法に基き、消防団員で15年以上勤務して退職した者に年2回の予防注射が必要です。

△議案第三号▽

河内村特別職の職員で非勤務のものの報酬及び費用償償に関する条例について

河内村大字下加納2千2百19番地先より2千2百92番地地先まで、5百42坪の水路敷地で2千7百51坪の水路敷(現況は田)と、2千2百19番地先より2千2百92番地まで2千7百51坪の水路敷(現況は田)の公用が廃止された

議会(次号においてくわしくお知らせします)が結成されその委員に対する費用弁償で9百円支給されます。

△議案第四号▽

公用廃止について

河内村大字下加納2千2百19番地先より2千2百92番地地先まで、5百42坪の水路敷地で2千7百51坪の水路敷(現況は田)と、2千2百19番地先より2千2百92番地まで2千7百51坪の水路敷(現況は田)の公用が廃止された

議会(次号においてくわしくお知らせします)が結成されその委員に対する費用弁償で9百円支給されます。

△議案第五号▽

公用廃止について

河内村大字下加納2千2百19番地先より2千2百92番地地先まで、5百42坪の水路敷地で2千7百51坪の水路敷(現況は田)と、2千2百19番地先より2千2百92番地まで2千7百51坪の水路敷(現況は田)の公用が廃止された

議会(次号においてくわしくお知らせします)が結成されその委員に対する費用弁償で9百円支給されます。

## 6月の広報歳時記

1日……氣象記念日、電波の日、寫眞の日

2日……横濱開港記念日、昭和26年6月7日計量法が公布された日

3日……計量記念日(今から39年4月1日から適用され

た者に、階級と勤務年数に応じて退職金支給がされることになりました。なお、これは昭和39年4月1日から適用されま

す。

4日……時記念日(今から約千9百年前に日本で初

めて水時計が作られたといわれる)

5日……入梅

6日……夏至

7日……アーヴィングの生日(千9百40年

アメリカ、ワシントン州のダット夫人の提唱によ

り始められたもので、父の愛に感謝する日、6月の第3日曜をこの日と決

めている)

8日……オリンピックデー(千9百99年クレーベルタン

により国際オリンピック委員会が設立されて、近

代オリンピックの基礎ができたことを記念する日

千9百96年アテネで第1回大会が開催された。

9日……貿易記念日

10日……約千9百年前に日本で初

めて水時計が作られたと

いわれる)

の学力調査が実施される。